

委託業務仕様書

1 業務名

きょうと「健康ポイント」(仮称)ポータルサイト企画・開発・運営業務

2 趣旨

「働き盛り世代」や「健康への関心が薄い人、関心を持つ余裕がない人」(以下、「健康無関心層」という。)に対してウォーキングに取り組むきっかけをつくり、行動変容を促すため「きょうと探検ウォーキング事業『ある古っ都』」を実施してきたところであるが、府民が自ら選び実践できるその他の健康づくりを更に推進するため取組評価指標や事業実施期間を拡充し、府独自の「健康ポイント制度」を新設する。

3 業務内容

(1) 健康ポイント制度の新設

本制度は、特に働き盛り世代や「健康無関心層」の行動変容を促すことを目的とし、以下の取組項目の達成状況に応じて健康ポイントを提供するものとし、効果的な目標設定やポイント提供条件(達成条件、提供間隔、ポイント数等)を含む制度設計を行うこと。

- ① 各種健(検)診の受診記録
- ② 保健指導への参加(糖尿病重症化予防事業における保健指導も含む)
- ③ 各種健(検)診の数値登録(令和7年度分から入力可能とする)、数値の改善(前年度比較)
- ④ きょうと健康おもてなし 食の健康づくり応援店等加盟店及び協力店の利用
- ⑤ **【健康づくりの取組に関する目標設定】 / 【達成】**
※きょうと健やか21(第4次)で設定されている府民の行動目標をベースに7つの生活習慣に関する項目で目標設定を自ら選択し、達成回数、継続率等でポイント提供
※7つの生活習慣:「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・睡眠」、「飲酒」、「喫煙」、「歯と口腔の健康」、「こころの健康」
- ⑥ イベント参加(京都府、京都府内市町村、医療保険者、企業、大学等が実施するもの)
- ⑦ ポータルサイト利用者の新規登録・ログイン
- ⑧ 身長・体重・血圧・歩数・睡眠時間の記録
- ⑨ 健康づくりに関するお知らせ情報(重要)・コラムのクリック
- ⑩ 友達紹介機能の活用による新規登録者(紹介者)
- ⑪ アンケート回答(登録時の事前アンケート及び毎年の事後アンケートを想定)

※国が実施する国民健康保険の保険者努力支援制度の評価指標の見直し等に伴い、必要な項目が追加される可能性があるため、カスタマイズ可能な設計としておくこと。(年1回程度)

(2) ポータルサイト(Webアプリ形式)の企画・開発

3(1)を実現し4の機能を満たす、健康増進を目的としたシステムを構築(以下「本システム」という。)し、受託者の用意したサーバーで公開すること。悪意のある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに京都府へ報告し、受託者の責任において対応すること。サーバーの満たすべき条件については別途記載する。また、以下のとおり本システムの運用管理を行うこと。

(ア) 運用期間

本システムの運用期間は令和12年度末まで原則通年利用できるものとする。なお、初年度については構築に時間を要するため令和9年1月に運用を開始する。作業の進捗等により運用期間を変更する必要がある場合は、速やかに京都府と協議すること。

(イ) ポータルサイトの種類・名称

本システムで作成するポータルサイトは、インターネットを通じてブラウザ上で動作する Web アプリケーション形式とし、名称を『きょうと「健康ポイント」(仮称)』ポータルサイト(以下、「本ポータルサイト」という。)とすること。

(ウ) ユーザーの管理

本ポータルサイトの利用を希望する府民(在勤、在学者を含む)は、基本情報を登録し、アカウントおよびマイページを作成するものとする。(本ポータルサイトの利用を開始した人を「ユーザー」という。)アカウント登録にあたっては、本人確認および複数登録防止のため、LINE アカウントとの連携による認証機能を実装すること。ただし、LINE アカウントを保有していない者への対応方法(メールアドレスによる紐づけ等)についても提案すること。

(エ) 健康ポイントの提供・管理

ユーザーは、本ポータルサイトを通じて「健康ポイント」を獲得することができるものとする(健康ポイントは、獲得手段による区分を設けず、すべて同一種のポイントとして扱い、合算して管理するものとする。)。ポイントの獲得条件については3(1)に記載のとおりとすること。

(オ) 健康ポイントとインセンティブの交換抽選

ユーザーは、健康ポイントを利用することで京都府が定めるインセンティブを受け取ることができるものとする。インセンティブについては、ユーザーが欲しいものを見つけやすくする工夫をすること。インセンティブの内容によって交換する健康ポイント数に差をつけること。また、インセンティブ提供先は、京都府在住者、在勤・在学者とすること。インセンティブとポイントの交換可能期間(ポイントの期限)については、1年以内の任意の期間で設定するものとする(抽選については、複数回に分けた運用も可能)。市町村ごとに健診等実施時期が異なるため、不公平が生じない仕組みを取り入れること。

(カ) ユーザーによる取組成果の確認

ユーザーが自身の取組状況や成果を継続的に確認できるよう、マイページ上で健康状態(歩数、体重、血圧、BMI等の数値指標を含む。)の変化や、行動記録の推移が分かるように工夫すること。

また、成果が視覚的に理解しやすく、達成感や継続意欲を高めるような表示(グラフ化、達成度表示、バッジ等の演出)を実装すること。

(キ) デジタルクーポンの発行(食の応援店)

インセンティブとは別に、「きょうと健康おもてなし 食の健康づくり応援店等加盟店」(以下、「食の応援店」という。)が申請した店舗情報、クーポン情報を本ポータルサイトに登録し、クーポンをユーザーが利用できるようにすること。クーポンの利用確認は不正利用を防止する工夫をすること。「1週間に1回まで」等の利用条件を設定・管理できる機能を有すること。

また、店舗の利便性向上及びクーポン利用促進を図る工夫、閲覧効果、集客効果が得

られるような工夫を講じること。ユーザーが希望する店舗を容易に見つけられるよう、クーポン提供店舗を次の方法により一覧性・探索性を高めて表示すること。

例)

○地図上での表示機能（位置情報に基づく周辺店舗表示を含むこと）

○カテゴリ別（市町村、業種、取扱サービス等）の分類表示機能

○ユーザーによるお気に入り店舗登録機能（マイページから確認可能とすること）

(ク) 食の応援店利用（来店）ポイント提供

食の応援店を利用したユーザーに対し、健康ポイントを提供できる仕組みを構築すること。来店時のポイント提供方法として QR コード等を用いる場合は、不正利用を防止するため、QR コードの使い回しや複数回の読み取りを防ぐ仕組み（読み取り回数の制御、ワンタイムコードの活用、位置情報との組合せ等）を講じること。

また、ユーザーが利用した店舗はマイページ上で記録として確認できるようにし、利用履歴が可視化される機能を有すること。併せて、ユーザーが利用意欲を高める工夫を行うこと。

(ケ) 市町村事業等との連携

京都府、府内市町村、医療保険者、企業、大学等が実施する事業、イベント等への参加したユーザーにポイントを提供する仕組みを構築すること。不正防止するための仕組みを講じること。

(コ) 健康づくりに関するお知らせ情報・コラム

ポータルサイトのシステム的なお知らせとは別に、京都府、府内市町村、医療保険者、企業、大学等が実施する事業、イベント等についてのお知らせや健康に関するニュースレター、コラム等が掲載できる仕様とすること。

(サ) 事業評価に必要なデータの蓄積・抽出

本ポータルサイトの運用に必要な Web 管理システムを構築し、ポータルサイトと連動して動作するものとする。管理システムには、運用管理者である京都府が使用する「運営本部管理システム」を必須機能として実装すること。

運営本部管理システムにおいては、事業評価に必要な参加者の取組状況・行動データ等を蓄積し、任意の期間・条件（年代別、性別、保険者別等）でデータ抽出ができる機能を有すること。

また、事業評価及び効果検証を効果的に行うため、データの取得項目、分析方法、評価指標等について京都府へ助言を行うこと。

(シ) 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時等には速やかに京都府に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を京都府へ提出すること。

(ス) 本業務におけるユーザーからのポータルサイトに関する問合せ先

原則、受託者とする。受託者がユーザーからの問合せにより、技術的助言やポータルサイト機能の修繕等の必要が生じた場合は、受託者は遅滞なく対応すること。

(3) 効果的な広報手法等の提案及びチラシ・ポスター等のデザイン作成

「働き盛り世代」や「健康無関心層」を含む幅広い府民に本事業を周知するため、府内全域に届く効果的な広報手法を提案すること。SNS の活用に加え、働き盛り世代が集まる場所等での情報発信など、多様な広報手段を組み合わせることで実施できる体制を整えること。

(ア) 府民啓発用のチラシ制作業務

以下、2種類用意すること。デザインはコンセプトを共通とし、用途に応じて文言や訴求内容を調整した類似デザインとすること。

①リリース告知仕様／②毎年繰り返し使用できる中長期向け PR 仕様

規格・サイズ：A4 サイズ、カラー両面（白黒印刷でも視認性を確保すること）

色 設 定：CMYK

データ形式：PDF

納 品 形 式：データ納品（京都府、関係団体等で必要に応じて印刷予定）

(イ) 府民啓発用のポスターデザイン制作

規格・サイズ：A2 サイズ、カラー片面（白黒印刷でも視認性を確保すること）

色 設 定：CMYK

データ形式：PDF

印 刷 部 数：データ納品（京都府、関係団体等で必要に応じて印刷予定）

(ウ) QR コード等の掲示用ポスター

3（2）（ク）及び（ケ）で使用する QR コード等の掲示用ポスターについても、併せて作成すること。

規格・サイズ：A4 サイズ、カラー片面（白黒印刷でも視認性を確保すること）

色 設 定：CMYK

データ形式：PDF

納 品 形 式：データ納品（京都府、関係団体、店舗等で必要に応じて印刷予定）

(エ) その他 PR

京都府及び府内医療保険者等が実施する広報活動に対し、適切な助言を行うこと。ウェブサイト、SNS 等デジタルメディアを活用し、本施策のターゲット層に向けた情報発信など、多様な広報手段を組み合わせる実施すること。

(4) インセンティブの管理・運用

インセンティブについては、京都府が別途調達するものとする。なお、インセンティブは配送を伴わない引換券等とし、広く多くのユーザーに提供できる種類のものを基本とする。調達のタイミング、内容については、契約後に受託者と調整し決定する。

本ポータルサイトへのインセンティブ情報の掲載及び管理、運用は受託者が行うこと。また、健康ポイントとの交換（抽選による提供を含む）条件に応じてインセンティブを設定する必要があるため、インセンティブの内容および個数については京都府と適宜調整すること。

(5) 食の応援店向け協力依頼案内チラシの作成

食の応援店に積極的に協賛いただけるよう、店舗向け案内チラシを作成すること。

案内チラシには、本ポータルサイトにおける店舗掲載イメージ、協賛により得られる広報効果・集客効果等のメリットを分かりやすく記載し、店舗の参画意欲を高める内容とすること。

規格・サイズ：A4 サイズ、カラー両面（白黒印刷でも視認性を確保すること）

色 設 定：CMYK

データ形式：PDF

納 品 形 式：データ納品（京都府、関係団体等で必要に応じて印刷予定）

(6) 協議の場への参加

受託者は、京都府が開催する市町村担当者説明会（年3回程度を想定）および「食の健康づくり応援店等」向け説明会に参加し、本ポータルサイトの機能や運用方法等について説明を行うこと。

なお、これらの説明会については、対面形式に加え、オンラインによる参加も可能とする。

4 機能概要

本ポータルサイトは公開時に以下の機能を実装していること。

- (1) ユーザー数・ID数の増加に対応でき、ユーザー数・ID数による経費の変動を必要としないこと。
- (2) 本ポータルサイトにはユーザーの登録に際し、居住地、勤務地、通学地、性別、年代、加入保険種別等が登録・管理できるようにすること。
- (3) 本人の取組の成果として、健康指標（体重、BMI等）の維持や改善によりポイントが提供できること。
- (4) 本事業において京都府がユーザーの利用実態を把握し、分析・集計するための管理機能として、利用者の意識・行動・生活状況等が把握できるようアンケート機能等によるセルフチェック項目等を設けること。上記セルフチェック項目等については、ユーザーが初回利用時及び定期的（事業評価年ごと等）に入力することを前提とし、評価時期ごとに取組の成果としてCSV等のデータで出力できること。また、利用者のID等で紐付けできること。項目等の詳細については、別途協議の上決定する。
- (5) 本運用開始後、ログインの際、「お知らせ」や「プッシュ通知」等の通知機能により、運用開始を知らせ、案内画面への遷移が可能であること。また、京都府からのメッセージ発信や利用者が継続して取り組めるように応援メッセージ等を通知する機能を有すること。
- (6) その他、本業務に資する機能等があれば京都府に対し提案を行うこと。

5 情報セキュリティ対策等について

- (1) 受託者は、京都府セキュリティ基本方針等に基づき適切なセキュリティ対策を施すこと。
- (2) 本業務において取扱う各種データ、帳票、成果物、バックアップデータその他の情報については、業務完了後、京都府の指示に基づき廃棄又は返却を行うものとする。

廃棄を行う場合、受託者は京都府の事前確認を受けた上で、適切な方法（復元不能な消去、物理破壊等）により廃棄を実施し、廃棄完了後、京都府に報告するものとする。

なお、委託期間中においても京都府が必要と認めた場合、同府の指示により情報の返却または廃棄を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に係る個人情報の漏えい、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、「情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）」又はプライバシーマークに準拠した適切なセキュリティ体制と個人情報管理体制を確保し業務を遂行すること。

(受託者は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又はI SMSの認証を取得していること。)

- (4) ポータルサイトの安全性を保つための適切な対策を実施すること。具体的には、独立行政法人 情報処理推進機構が作成している「ウェブポータルサイトのセキュリティ実装 チェックリスト」(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>)に記載されている各項目を満たすこと。
- (5) 24 時間監視のレンタルサーバーを受託者が用意すること。用意するサーバーは通信の暗号化 (SSL/TLS) すること。サイト公開後、管理者画面への接続を IP アドレスで制限する等、不正アクセスが生じないよう対策を講じること。
また、レンタルサーバーに利用するサービスについては、ISMAP クラウドサービスリスト (https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list)、ISMAP-LIU クラウドサービスリスト (https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list_liu) に登録されていること。
- (6) 法律・制度等の改正や、OS のバージョンアップ等、業務の遂行やポータルサイトの運用上必要となる改善、保守については、システムの運用保守業務の範囲に含めるものとする。

6 動作環境について

サポートブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome、及び Safari 等の最新版、Android 及び iPhone の標準ブラウザとする。

7 業務委託期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

【参考】運用支援業務(予定)

本仕様書では対象外であるが、令和9年度以降、運用支援に関する業務委託の契約を行う予定としており、現時点では運用支援業務の内容は下記を想定している。詳細は今回の提案で示された運用・保守額を上限に別途協議する予定である。

(1) 運用・保守

本ポータルサイトリリース後、安定した稼働を維持するために運用保守を行うこと。

(2) 改善保守

法律・制度等の改正や、OS のバージョンアップ等、業務の遂行やポータルサイトの運用上必要となる改善、保守については、システムの運用保守業務の範囲に含めるものとする。

(3) 運用支援

(ア) 受託者は本ポータルサイトの使用方法や運用方法に関する相談に応じ、適切な情報を提供するとともに、操作支援及び改善提案を行うこと。

(イ) 運用支援として、京都府から申し出があった際は、設定変更、ログ調査依頼などのシステム設定変更支援を実施すること。

(ウ) その他本ポータルサイトの運用について支援を行うこと。

8 著作権

- (1) 受託者は、京都府が本ポータルサイトを広報及び広告活動等に利用する場合に限り、著作権法(昭和45年法律48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者は、本ポータルサイトにおいて著作権等の権利を持つことによって生じる権利を第三者に譲渡しないものとする。
- (3) 受託者は、本ポータルサイトが第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを京都府に対して保証すること。
なお、本ポータルサイトにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受託者以外の著作物である場合は、現著作権者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作権者と京都府の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。

9 収集したデータの利活用について

本ポータルサイトにより収集する個人情報データについては、京都府及び受託者のみが閲覧可能とする。各個人の収集データは、必要に応じて匿名加工処理を施した上で、京都府内市町村、府内医療保険者、大学等の公的研究機関における事業評価等の行政目的※1に限り活用するものとする。民間企業等、その他の第三者へのデータ提供は行わないものとする。
なお、分析により得られた統計的結果等については、個人が特定されない形で京都府ホームページ等において公表する場合がある。

※1) 事業評価等の行政目的とは、健康増進施策の評価、行政サービス改善のための分析を指す。

10 成果物の提出及び帰属について

受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、京都府へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 基本設計書(データベース構成図、ポータルサイトソース一式)
- (2) 管理・運用マニュアル
- (3) チラシ等広報用データ
- (4) 実施結果データ(①中間報告・②最終報告)

11 その他

- (1) 本業務について、受託者の組織内に担当者を配置するとともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、京都府からの要請があれば、受託者は業務打ち合わせを実施すること。
- (2) 京都府は、受託者より示されるポータルサイトの使用条件を遵守するものとする。
- (3) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議の上決定すること。